

# 令和5年度 第7回香取市農業委員会総会議事録

令和5年10月6日

10月6日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第5 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について  
日程第6 報告第2号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘	
3番	熱	田	英	夫	4番	芹	川		幹	
5番	鈴	木	健	夫	6番	山	田	宏	一	
7番	栗	山	雅	幸	8番	石	橋	清	勝	
9番	平	川	君	子	10番	寺	島	美	幸	
11番	海	老	澤	武	12番	飯	森		孝	
13番	高	松	多	可	史	14番	片	野	壽	夫
15番	富	澤	克	彦	16番	菅	谷	樹	雄	
17番	鵜	澤	幹	司	18番	林		藤	江	
19番	伊	藤		寛						

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	鴫	田	静	子
農地班長	越	川	泰	克	主 査	岡		善	子
主 査	圓	藤	大	輔					

開会 午後 3時00分

事務局農地班長 お疲れさまでございます。

会議に入る前に案件の削除を申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。整理番号3番について、太陽光発電施設用地への転用の案件でございます。

当初、農地区分を第2種農地見込みと判断しまして転用許可申請を受付し、事前審査会でも転用の確実性等に問題なしとの意見で承認したところでございますが、その後、県との現地調査の結果、第1種農地との判断に至りましたことから、野立ての太陽光発電施設設置は原則できないため、本日の審査案件から削除をいたします。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 それでは、着座において進めさせていただきます。

本日の出席委員は19名全員でございますので、したがいまして、総会は成立をしております。

---

◎開 会

議 長 ただいまから令和5年度第7回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしく願いいたします。

---

◎議事録署名委員の選出

議 長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員としまして、1番 木内恒幸委員さん、18番 林 藤江委員さんの2名を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第6 報告第2号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。

令和5年10月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書のページは1ページから3ページで、整理番号は1番から5番です。

整理番号1番及び2番は、譲受人が水田農業に参入するため、売買により所有権移転を受けるものであります。

なお、譲受人は、昨年7月に農地所有適格法人として香取市に参入し、現在、80アールの畑を耕作しております。

整理番号3番、譲受人が自宅に隣接し耕作利便のため、売買により所有権移転を受けるものであります。

なお、本年9月1日より、農地法の施行規則の改正により、申請書に〇〇を記入することとされ、譲受人は〇〇〇で〇〇〇〇であります。申請資格のある〇〇〇の〇〇〇〇を有しております。

整理番号4番、譲受人が〇〇栽培に新規参入して農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号5番、譲受人が農地所有適格法人以外の法人として農業経営に参入するため、

賃借権設定により、農地を借り受けるものであります。

なお、本件は解除条件付きの許可申請案件となります。

以上、5件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長、平川君子委員。

9番平川委員 議案第1号、去る9月26日火曜日、午後1時30分より、市役所301会議室において、第3班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は5件であります。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であると結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願ひます。

議長 議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限に関わる事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第1号、整理番号5番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号5番について、9番 平川君子委員。

9番平川委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明します。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人以外の法人として、農業経営の参入をするため、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものであります。申請地では、サツマイモの作付計画があり、5年後の経営面積は10ヘクタールを目標としています。農業経営の実施計画書は香取農業事務所において、指導を受けながら計画を立てており、その内容においても適正であると判断されます。

また、今回農地所有適格法人以外の法人としての農業経営参入であります。参入の要件として、営農を行う地区での農業の維持発展に関する話合いや農道、水路等の維持管理活動への参加などが条件となっており、この集落活動への参加についての確約書の提出がなされております。この確約書において、○○地区の区長へ説明を行っている旨の記載が

なされております。

さらに、当該法人が参入するにあたっては、農業委員会会長が市町村長から意見を求めることとなっておりますが、その意見書においては、特段の指摘事項はございませんでした。

したがって、申請内容においても適正であり、賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号、整理番号5番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、整理番号5番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号整理番号5番を除く4件について審議をいたします。

担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番について、1番 木内恒幸委員。

1番木内委員 整理番号1番から2番について、都祭推進委員さんと現地調査を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号1番から2番については、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。

この申請は、農業経営廃止のため、農地を処分したい意向がある譲渡人と、農地所有適格法人として水稻の農業経営に参入したい意向がある譲受人とによる売買での所有権移転の協議が調ったものです。当該法人は、○○○○○○で令和○年○月○日設立され、葉物

野菜やジャガイモ、ニンジンなどの栽培を行っています。本市では令和4年7月から農地所有適格法人として新規参入し、80アールでジャガイモなどの栽培を行っています。

今回、新規に水稻に参入するに当たり、農業経営の実施計画書を作成しており、内容も適正であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号3番について、3番 熱田英夫委員。

3番熱田委員 整理番号3番について、遠藤推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続により取得したもので、農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。譲受人の〇〇は〇〇ですが、〇〇〇の〇〇〇〇を取得しております。申請地は、譲受人が自宅として購入した物件と隣接しており、通作に支障がないことから、所有権移転後も家庭菜園としての農地の良好な維持管理が行われると思ひます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当だと判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 最後に、整理番号4番について、5番 鈴木健夫委員。

5番鈴木委員 整理番号4番について、鈴木 清推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が果樹栽培に参入し、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。譲受人は、既に水稻農家として、営農しておりますが、今回、〇〇〇を取得し、新規に〇の栽培を始めるに当たり、農業経営の実施計画書を作成しており、内容も的確であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思ひます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号整理番号5番を除く4件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号整理番号5番を除く4件については、原案のとおり決定いたします。

---

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。

令和5年10月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書のページは4ページで、整理番号は1番です。

転用の目的は、長屋住宅用地です。申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域のため、第3種農地です。

以上、1件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長、平川君子委員。

9番平川委員 議案第2号、事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、12番 飯森 孝委員。

12番飯森委員 整理番号1番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明し

ます。

場所は、〇〇支所から約〇メートルぐらい行ったところに〇〇さんと、それと〇〇がありますけれども、その間に入って、〇〇のほうから行った〇側へ上がって行って〇メートルぐらい行った場所の左側になります。

譲受人は、市内の会社員ですが、第一種住居地域である申請地を有効活用し、農業以外の安定した収入を得るため、長屋住宅を建築するものです。申請地では、山砂による埋立てを行います。排水については、雨水は敷地内の浸透枡で処理し、汚水や雑排水は公共下水道に放流します。

また、隣接地との境界には、コンクリート擁壁を設置することで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より転用の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

### ◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。

令和5年10月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案概要を説明します。

議案書のページは5ページから8ページで、整理番号は3番を除く1番から10番です。

転用の目的別に概要を説明します。

整理番号1番、転用目的は産業廃棄物最終処分場の造成工事により発生する掘削土の仮置場用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。申請地の農地区分は、農振農用地区域がありますが、一時転用であることから、不許可例外事由Cに該当し、一時転用期間満了後は、農地に復元します。

なお、掘削土は産業廃棄物の埋め立て時に覆土として利用します。

整理番号2番及び10番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は2番が使用貸借権設定、10番が所有権移転であります。申請地の農地区分は、それぞれ第1種農地となりますが、不許可例外事由のIに該当します。

整理番号4番、5番、6番、8番、9番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は全て所有権移転です。申請地の農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地と判断しました。

整理番号7番、転用目的は砂利採取用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。申請地の農地区分は第1種農地ですが、一時転用であることから、不許可例外事由Dに該当し、一時転用期間満了後は農地に復元します。

以上、9件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長、平川君子委員。

9番平川委員 議案第3号、事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は10件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しましたが、議案書の整理番号3番につきましては、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、1番 木内恒幸委員。

1番木内委員 整理番号1番について、現地調査を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇線を〇〇市〇〇方面へ〇〇キロほど進んだ〇側、〇〇〇〇〇〇〇〇〇があった隣接地です。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇に所在する産業廃棄物処理業などを営む法人で、林地開発による最終処分場を拡張するときに、掘削した山砂を一時的に保管する場所となります。掘削した山砂は、拡張部分の覆土として使用します。

申請地では、切土や盛土は行わず、整地のみを行います。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また、隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番について、6番 山田宏一委員。

6番山田委員 整理番号2番について、新堀推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

まず場所ですが、〇〇〇〇〇のバス路線がある〇〇の〇〇〇の信号を〇〇から行ったら〇に〇折しまして、〇〇〇の前を抜けまして、〇〇地区に入ったところの〇〇があるんですが、〇〇の前の農道を入ったところですが、私もよく知っているうちですが、その場所になります。

譲受人は、〇〇〇に住む会社員で、現在、アパート住まいですが、子どもの成長に伴い、手狭になったため、申請地で専用住宅を建築する計画をしたものです。これは、〇〇がいたんですが、〇〇が〇〇〇〇〇〇のために、次男である譲受人が〇〇から実家に戻って家建てるという申請でございます。

申請地では、切土や盛土は行わず、整地のみを行う予定です。排水について、雨水、汚水、雑排水は合併浄化槽で浄化の上、申請地脇の用水路へ放流します。

なお、申請地は〇〇〇〇〇〇〇の受益地で、現在、同意手続中です。この手続には、私もちょっと顔を出しまして、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇も兼ねているもので、ちょっと間に入ってやりました。

資金計画も妥当で、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号4番、5番、6番について、14番 片野壽夫委員。



また、隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号7番について、15番 富澤克彦委員。

1 5 番富澤委員 整理番号7番について、西郡推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

場所は、○号線を○○方面に向かい、○の信号を○折し、○○○のほうへ向かって、○〇方面に向かって行って、約○キロちょっと行ったところの○側にあります。

譲受人は、○○○に所在する、砂利の販売や産業廃棄物処理業を営む法人で、林地開発による砂利採取事業の実施に伴い、申請地にて、砂利採取を行うものです。

申請地は、掘削した後、表土を埋め戻して、農地を復元します。排水は雨水のみ、事業区域内に貯留浸透地を設け、地下浸透させ、周辺農地への被害を防止します。

なお、申請地は、○○○○○○○などの受益地ではありませんが、土地改良区の用水路が隣接しており、現在、土地改良区と協議中です。資金面は問題なく、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障が生じる恐れもなく、特に問題がないと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号8番について、16番 菅谷樹雄委員。

1 6 番菅谷委員 整理番号8番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、○○○○○○集落の○○○○○○○○○○のところを曲がって、○○○の手前を○折したところです。

譲受人は、○○○○○○○○○に所在する太陽光発電事業を営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、埋立て等の造成は行いません。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また、隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。



質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

---

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。

下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）  
附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

令和5年10月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案書のページは9ページから52ページで、整理番号は1番から98番です。

第7次農用地利用集積計画の概要については、附属資料のとおりです。

なお、利用集積計画の決定については、利用集積相対分と利用集積農地中間管理事業一括方式を別々の議案として審議しておりましたが、双方とも香取市の利用集積計画に基づくものでありますので、今回から1つの議案としてまとめております。

以上の98件については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に関わる事案があります。当該事案を分離して審議をいたします。

まず、議案第4号、整理番号90番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号、整理番号90番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号90番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第4号、整理番号92番について審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号、整理番号92番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号92番については、原案のとおり決定いたします。

13番 高松多可史委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第4号、整理番号96番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号、整理番号96番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号96番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の整理番号90番、92番、96番を除く95件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の整理番号90番、92番、96番を除く95件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号の整理番号90番、92番、96番を除く95件については、原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎日程第5 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。

下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。

令和5年10月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は25件です。

---

◎日程第6 報告第2号

事務局農地班長 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。

下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。

令和5年10月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

以上、報告申し上げます。

---

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時50分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人